

# 一般質問

●この一般質問の内容は、会議録(反訳文)に基づいて各議員が質問の一部をまとめ、各議員の氏名横のQRコードからその議員の一般質問の動画をご覧いただけます。

本委員会が最終確認・編集をしたものです。



いけい ひろこ 伊計 裕子 議員



## ■認定子ども園の現状は？

**問** 坂田子ども園・西原南子ども園の3歳児・4歳児・5歳児の利用人数の内訳を聞く。

**こども課長** 子ども課長 坂田子ども園の1号認定の3歳児が3人、4歳児が6人、5歳児が7人、2号認定(保育認定)の3歳児が11人、4歳児が24人、5歳児が64人。西原南子ども園の1号認定の3歳児が2人、4歳児が1人、5歳児が1人、2号認定の3歳児が12人、4歳児が14人、5歳児が30人となっている。



坂田子ども園



西原南子ども園

**問** 2号認定で3歳児のこどもたちが結構入っているのに、3歳児の待機児童解消につながっていると思うが、どうか。

**こども課長** 3歳児受け入れ枠も増えたことに伴い、待機児童の解消につながっている現状となっている。

**問** 幼稚園のときにいた先生たちの待遇・処遇はどのようになっているか。

**福祉部長** 移行前に現場で働いていた会計年度任用職員には、就職説明会を行い、希望者は採用されていると思う。

## ■学童利用料の負担軽減できるところから

**問** 先ほど家賃補助を優先にすることであったが、どのような視点でという

は、国や県からの警報命令、発令や避難措置の指示について、町民に対ししっかり周知を行うとともに避難住民の誘導を行い、町民の安全確保に努めていく。

## ■教育行政について

**問** 特別な支援を必要とする児童生徒たちは西原町内に何人いるか、障がい別、学校別に聞く。

**教育部長** 特別な支援を必要とする児童生徒数は、特別支援学級及び通級指導教室を合わせて、5月1日現在で326名となっている。各学校の障害種別での児童生徒の内訳については、まず特別支援学級について、坂田小では知的が21名、自閉、情緒が41名、言語が2名の計64名、西原小では知的が11名、自閉、情緒が28名の計39名、西原東小では知的が11名、自閉、情緒が48名、言語が2名の計61名、西原南小では知的14名、自閉、情緒が39名の計53名、西原中では知的が14名、自閉、情緒が23名の計37名、西原東中では知的が12名、自閉、情緒が26名、病弱が2名の計40名となっている。また、通級指導教室については坂田小が20名、西原小が4名、東小が2名、南小が3名、西原中が3名、東中ではゼロとなっている。

ことか。

**こども課長** 補助メニューがいろいろある中で、家賃補助は利用者の負担軽減を図る補助となっているので、そちらを優先的に考えている。

**問** 以前は全学童を一緒にということだったと思うが、手挙げ式という市町村もある。利用料を少しでも安くするために手挙げ式で、できることからやってみようというの意見を聞いたが。

**福祉部長** 昨年度までは町内保護者の公平性を考えてということであったが、課題が多いということもあり、予算が可能であれば、できることからということを視野に入れて検討している。

**問** 自治会施設や小学校整備などの中での合築の可能性の有無を聞く。

**福祉部長** 自治会施設や小学校との合築について現時点では検討していない。

## その他の質問

- 平和問題について
- 国連女性差別撤廃委員会総括所見(勧告)に関連

## 特別支援学級とは？

障害のある児童生徒を対象にした少人数の学級で、児童生徒の教育的ニーズに応じた各教科等の指導を行ったり、自立活動といった特別な教育課程が組まれています。在籍は支援学級ですが、児童生徒の実態に応じて通常学級の児童生徒と一緒に交流及び共同学習を行います。小学校及び中学校に設置され、障害種別に学級が編制されます。



## 通級指導教室とは？

通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行い、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」で行います。通級指導教室では、障害による学習上や生活上の困難の改善及び克服を目的とした特別の指導(自立活動に相当する内容)が行われます。小学校及び中学校、高等学校に設置され、設置状況によって自校通級・他校通級・巡回指導の形態に別れます。

## その他の質問

- 県道浦添〜西原線の工事について
- 町道の道路脇の雑草について
- 町の公共建物の雨漏りについて
- 大雨、台風、地震、津波等の対策
- 町立の2中学校卒業生の進路について



まえ さと こうしん 前里 光信 議員



## ■台湾有事について

**問** 台湾有事で町民の生命、身体、財産をどう守るかをいろいろ町長は考えていると思うが、西原町の行政のトップである崎原町長はどのように考えか。

**町長** 西原町国民保護計画での責務は武力攻撃事態等において国民保護法や国の基本方針、沖縄県国民保護計画を踏まえ国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することとなっている。台湾有事における武力攻撃事態等がある場合において

# 一般質問

●この一般質問の内容は、会議録(反訳文)に基づいて各議員が質問の一部をまとめ、各議員の氏名横のQRコードからその議員の一般質問の動画をご覧いただけます。

本委員会が最終確認・編集をしたものです。